

2003 年 12 月議会

2003/11/27

私は、日本共産党を代表し議案第 1 2 5 号から第 1 2 7 号の鹿児島県職員、学校職員、および地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、反対し、討論いたします。

反対理由の第 1 は、今回の改定案が、本県の深刻な不況に追い討ちをかけ、本県経済に大きなマイナスをもたらすからであります。

今回の改定は、本県職員の給与を人事委員会の勧告にそって、月例給を 1. 1 %、配偶者手当を 500 円引き下げ、期末勤勉手当も 0. 2 5 ヶ月削減し、ボーナスの支給を年間 4. 4 ヶ月に引き下げるというものです。

総額で、5 0 億円にも及ぶ減給は、本県地域経済にも大きな打撃を与え、民間企業の労働者の給与へ影響を与えることは、明らかであります。

そもそも人事委員会勧告は、地方公務員法第 1 4 条においても、人事院勧告と同様に、自治体当局ないし議会に実施義務を負わしていません。そのうえ、人事委員会未設置の自治体が大半であることからみても、地方公務員の給与改定は、労使による団体交渉による合意に基づきおこなわれるべきであり、その交渉においても県が人事委員会勧告を金科玉条のようにふりかざすのはあやまりであり、労使の交渉においては参考資料に留められるべきであると考えます。

また、改正理由に官民給与の格差を是正するために引き下げるとされていますが、比較して民間給与が低いのであれば高い公務員の給与をそれに合わせて引き下げるのではなく、低い民間給与をいかに引き上げていくかに県は力を尽くすべきであると考えます。

反対理由の第 2 は、12 月の期末手当から 4 月以降の支給済み給与を調整と称して差し引くことが不利益不遡及の原則に触れる脱法行為であるからであります。知事は、午前中の私の質疑に対する答弁で「問題はないと考える」と答えられましたが、不利益不遡及のこの原則は、労働条件の切り下げなどの不利益は、過去にさかのぼって適用してはならないというものであり、この原則が崩れれば「一度払った給与を、払いすぎていたから払い戻せ」ということがまかりとおることになり、民間労働者の賃金引下げにも影響し、県民全体の不利益になることは明らかであり、断じて認めることはできません。

以上反対の理由を述べ、討論いたします。